

公益財団法人日本スポーツ協会個人情報の開示等に関する手続規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)が保有する個人データ(以下「保有個人データ」という。)に係る本人からの開示、追加・変更・削除(以下「訂正等」という。)、利用停止及び消去の求めに応ずるための手続を、本会個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき定めたものであり、適正に実施することを目的とする。

(受付手続きの原則)

第2条 保有個人データの訂正等、利用停止及び消去の請求は、事前に本人より開示請求がなされ、本会が本人の個人データの保有を認めた後に受け付けることを原則とする。ただし、本会から本人へ発送した資料に記載した内容の誤りについて本人から訂正を求められた等、本人の個人情報を本会が保有していることが明らかな場合は、開示の請求を経ないで直ちに訂正等、利用停止及び消去の請求を受け付けることができるものとする。

(受付窓口)

第3条 開示請求等を受け付ける窓口は、原則としてブランド戦略部広報戦略課とする。

- 2 前項の請求の受付にあたっては、本人から所定の様式(様式1～2)による請求書の提出を郵送にて求めるものとする。
- 3 代理人による請求については、第5条の規定に基づき代理人資格の確認をを求めるものとする。
- 4 本人からの開示請求等の内容が、明らかに本会内の単一部署のみで処理できる内容で、かつ所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたす恐れのある場合は、当該事業担当部署所属長の責任により、所定の様式及び1項に掲げる受付窓口によらず対応することができるものとする。

(本人確認)

第4条 なりすましによる情報の漏えいを防止するため、所定の様式(様式1～2)による請求者の本人確認を行う。なお、電話・Eメール等所定の様式によらない開示請求等があった場合は、所定の様式を用いることが本人及び本会の事業遂行上支障をきたすおそれのある場合に限り対応できるものとし、その際は既存の保有個人データ等を利用して折り返し電話をする等、請求者が本人であることを必ず確認するものとする。

(代理人資格の確認)

第5条 代理人による請求があった場合は、本人及び代理人双方について、前条の本人確認の方法により確認を行う。

- 2 代理人資格の確認については、以下の証明書に基づきこれを行うものとする。

(1)法定代理人の場合

請求者本人との続柄の証明できる住民票その他続柄を証明できるもの

(2)任意代理人の場合

本人の印鑑証明書付きの請求書及び委任状

(開示の方法)

第6条 請求に基づく本会からの通知は、原則として、請求の受付日から3週間以内を目途に所定の様式(様式3)に基づき郵送によりこれを行う。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。

(訂正等・利用停止・消去)

第7条 本会から開示された保有個人データにつき、訂正等、利用停止及び消去の請求があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その処理の結果等につき原則として、請求の受付日から3週間以内を目途に所定の様式(様式4~6)に基づき郵送により通知するものとする。なお、本人の氏名・住所・生年月日及び特定の機微な個人情報(センシティブ情報)に関する通知を除き、本人との間で別に同意した方法があればその同意した方法により通知することができるものとする。

- 2 前項の請求(様式2)及び本人確認の手続については、第3条、第4条及び第5条に準ずる。
- 3 本会に訂正等の義務が生じるのは、当該保有個人データの内容が事実でない場合であり、誤りであるという指摘が正しくない場合は、訂正等を行う必要はない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合も同様とする。
- 4 本会に利用停止・消去の義務が生じるのは、本会が当該保有個人データについて手続違反をした場合であり、手続違反をしていない場合は利用停止・消去を行う必要はない。

(資料等の提供の求め)

第8条 前条に基づき、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合において、その確認のために必要な資料の提供等を求めることができるものとする。

(対応の記録)

第9条 開示請求等の請求内容につき、窓口の担当者は所定の様式(様式7)に基づき対応の内容と経緯を取りまとめ、個人情報保護管理者の決裁を受けた後に回答書を交付するとともに、当該記録は請求書及び回答書とともに専用ファイルに綴り当該年度中保管するものとする。ただし、本人確認のために本人又は代理人から取得した書類は、原則として取得後6カ月以内に破棄するものとする。

(見直し)

第10条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

附則1

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附則2

1 この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附則3

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則4

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則5

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。